

〈 全 国 家 計 構 造 調 査 〉

家計調査世帯特別調査票の記入のしかた

単身世帯

本冊子は折り目を開いてお使いください。

家計調査世帯特別調査票を下記の日時に受け取りに伺いますので、それまでに記入をお願いいたします。
下記の日時で都合の悪い場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願いします。

調査員が
受け取りに伺います。

月 日 ()
午前 午後 時 分ごろ

〈連絡先〉

電話番号 ()

お 願 い

記入にあたっての
留意点(第1面)

- 記入いただいた内容についての秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入していただくようお願いいたします。
- 記入が終わりましたら、もう一度内容を確認め、一緒にお配りした家計調査世帯特別調査票提出用封筒に入れて、調査員にお渡しください。
- 調査票に記入もれなどがあった場合は、確認のため都道府県からおたずねすることがあります。

- 数字で記入する欄は、「数字の記入例」のように **罫** の枠内に1文字ずつ、右詰で記入してください。
- 記入には**黒の鉛筆**又は**シャープペンシル**を使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 2024年10月末日現在の世帯の状況で記入してください。
- 金額は千円の位を四捨五入して、1万円単位で記入してください。

数字の
記入例

縦線1本、すきまを開ける、上につきぬける、角をつける、閉じる
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
はねない
枠からはみ出したり、小さすぎたりしないように注意し、はっきりと記入してください。

マークの
記入例

○ あ り
○ な し
→
● あ り
○ な し

I あなたに関する事項について

- 1 ● ふだんの就業状態について記入してください。育児休業や病気休暇などで休業中の人は「就業」としてください。
- 「パート・アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パート」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人を行います。
- 「仕事を探している」とは、現在仕事がない人であって、かつ求職活動*をしている人、事業を始めるための資金、資材、設備などの準備・調達をしている人を行います。

*求職活動…職業安定所(ハローワーク)に申し込む、新聞や情報誌などの求人広告に応募する、労働者派遣事業所に登録する、仕事の紹介を人に頼むなど

- 2 ● 「(1)就業・非就業の別」で「就業」を選択した場合のみ記入してください。
- 就業規則などで定められている就業時間に関係なく、残業時間も含めたふだんの1週間の実労働時間について記入してください。
- 副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをした時間もすべて含めます。ただし、自分の家の家事・無報酬の奉仕作業(ボランティア)などをした時間は含めません。

- 3 ● 学習塾・洋裁教室・料理教室・英会話教室や職員・社員の研修所、訓練所などは、ここでいう学校には含めません。
- 高等学校、短期大学、大学、大学院については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校の区分に記入します。

- 4 ● 現在、申請中で認定をまだ受けていない場合は、「認定を受けていない」に記入してください。
- 「居宅サービス・デイサービス・短期入所(ショートステイ)」については、要介護・要支援認定を受けている場合のみ記入してください。

あなたが「単身赴任・出稼ぎ」の場合、Ⅱ欄の記入は不要です。
Ⅲ欄に進みます。
「単身赴任・出稼ぎ」ではない場合、Ⅱ欄に進みます。

I あなたに関する事項について

1 (1)就業・非就業の別

就 業	非 就 業
雇用されている人 ● 正規の職員・従業員 ○ パート・アルバイト ○ 労働者派遣事業所の派遣社員 ○ そ の 他	左記以外の人 ○ 会社などの役員 ○ 自営業主 ○ 家族従業者 ○ 内 職

2 (2)ふだんの1週間の就業時間

○ 15時間未満 ○ 15～29時間 ○ 30～34時間 ○ 35～39時間	○ 40～48時間 ● 49～59時間 ○ 60時間以上 ○ 決まってい ○ 休 業
---	--

3 (3)教育

● 在学中の人 ○ 小学・中学 ○ 高校・旧制中 ○ 専門学校(修業年限) ○ 大学 ○ 大学院	○ 短大・高専・旧制高 ○ 大学 ○ 大学院
---	------------------------------

4 (4)要介護・要支援認定の状況

認定を受けていない ●	要支援認定を受けている ○	要介護認定を受けている ○
----------------	------------------	------------------

Ⅱ 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について

(1)現住居以外の住宅をあなたの名義で所有していますか(法人名義は除きます)

● 所有している	○ 所有していない
----------	-----------

建設時期

○ 昭和50年以前(1975年以前)	○ 木造(防火木造を除く)
○ 昭和	● 防火木造
○ 平成	○ 鉄骨・鉄筋コンクリート造
○ 令和	○ その他(ブロック造・レンガ造など)
○ 西暦	
○ 2024年	

住宅の延べ床面積

千 百 十 一
: 1 7 5 m²

(2)現居住地以外の土地(住宅用)をあなたの名義で所有していますか(法人名義は除きます)

● 所有している	○ 所有していない
----------	-----------

※山林・農地等でも住宅を建てる目的で所有している場合は、記入してください。

都道府県 東 京 都

所在地 市 郡 区 町 村
新 宿 区

敷地面積 千 百 十 一
: 1 4 1 m²

Ⅲ 固定資産税などについて

あなたの世帯が過去1年間(2023年11月から2024年10月まで)に納めた税金のうち、以下の合計額はだいたいどれくらいになりますか。

(1)固定資産税・都市計画税

● あり → : 1 0 万円
○ なし → : 4 万円

(2)自動車税・軽自動車税・自動車重量税

● あり → : 4 万円
○ なし → : 4 万円

※事業用に納めている税額は除いてください。

- 5 ● 専修学校・各種学校については、下表に該当するものがある場合は、それに対応する選択肢に記入してください。なお、下表に該当しない場合は、直前の最終卒業学校(中途退学した人はその直前の卒業学校)について記入してください。

専修学校・各種学校		選択肢
専修学校専門課程(専門学校)	高卒を入学資格とするもの 修業年限3年の高等専修学校卒を入学資格とするもの	専門学校(当てはまる修業年限も記入 在学学生は現在の学年ではなく 修業年限を記入)
専修学校高等課程(高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中
各種学校	高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専・旧制高
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中

Ⅱ 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について

- 6 ● 該当する住宅を2か所以上所有している場合は、必要とする枚数の調査票を調査員から受け取ってください。
- 共同住宅の一部を所有している場合、「住宅の延べ床面積」には建物全体の面積ではなく、専用部分のみの面積を記入してください。ただし、建物全体を所有している場合は、棟単位の住宅の総延べ床面積を記入してください。2棟以上所有している場合は、それぞれの棟について別の調査票に記入してください。
- 昭和50年以前(西暦1975年以前)に建築した場合は、年次の記入は不要です。

- 7 ● 該当する土地(住宅用)を2か所以上所有している場合は、必要とする枚数の調査票を調査員から受け取ってください。
- 山林・原野・農地等を所有していて、その一部を住宅建設の目的で所有している場合、「敷地面積」には住宅を建てる目的で所有している部分のみの面積を記入してください。
- 賃貸用アパートなどを建てる敷地に、住人用の駐車場がある場合は、駐車場を含めた敷地面積を記入してください。

Ⅲ 固定資産税などについて

- 8 ● 土地や家屋などに対して課された固定資産税・都市計画税の年間支払額を記入してください。事業用に収めている税額は含めないでください。
- 9 ● 過去1年間に車検を受けた場合は、そのときに支払った自動車重量税を含めて記入してください。自動車取得税(自動車の購入時に課される税)は含めないでください。スクーターなどに課される軽自動車税など、年間支払額が5千円に満たない場合は、「0」(万円)と記入してください。

調査票の記入内容は、統計をつくるためだけに使うもので、その他の目的に使われることはありません。

※「統計法」により、調査員をはじめ調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすこと、調査票を徴税など統計をつくる目的以外に使用することは固く禁じられています。

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについてわからない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、右記のコールセンターにご連絡ください。

総務省統計局全国家計構造調査コールセンター

おかけ間違いのないようにご注意ください。

0570-02-7272

受付時間:午前8時～午後9時(土・日・祝日もご利用になれます)

*IP電話などからは、03-6628-7882におかけください。(この場合、所定の通話料金がかかります。)

*ナビダイヤルの通話料金は、固定電話・携帯電話いずれも所定の通話料金となります。

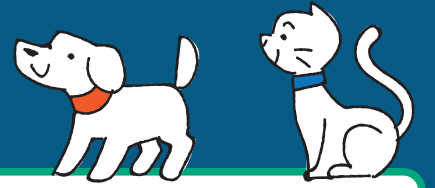
記入にあたっての
留意点(第2面)

- **数字で記入する欄**は、「数字の記入例」のように **罫** の枠内に1文字ずつ、**右詰**で記入してください。
- 記入には**黒の鉛筆又はシャープペンシル**を使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 金額は千円の位を四捨五入して、**1万円単位**で記入してください。
- 該当しない項目や数値がマイナスになる項目については、「0万円」とは記入せず、**空欄のまま**としてください。

マークの記入例

該当する項目には、「あり」にマークし、金額を記入してください。
該当しない項目には、「なし」にマークし、金額欄は空欄のままとしてください。

○ あり → ● あり
○ なし → ○ なし



IV 年間収入について

- 賃貸住宅やアパートなどからの過去1年間の家賃収入、地代収入額などを記入してください。
● 固定資産税などの経営上の諸経費を差し引いた純益を記入してください。
- 雇用保険からの給付(失業給付、育児休業給付など)、**児童手当・特例給付、生活保護**などが該当します。
● 公的年金(国民年金、厚生年金(旧共済年金を含む))及び恩給は**含めないでください**。
- 厚生**年金基金**、企業型確定拠出年金などの年間受給額を記入してください。
- 国民**年金基金**、個人年金保険、財形年金貯蓄などの年間受給額を記入してください。

- 預貯金、株式、債券、保険などから得た過去1年間の利子・配当金を記入してください。ただし、株式などの売却によって得た収入は含めません。

勤め先からの年間収入や公的年金(国民年金、厚生年金(旧共済年金を含む)等)など、(1)～(5)以外の収入は、家計調査の「年間収入調査票」で回答いただいているため、**ここでは記入の必要はありません**。

V 仕送り金について

- 過去1年間に親族などから仕送りしてもらった額を記入してください。

VII 借入金残高について

- 契約書や領収書などで金額をご確認の上、記入してください。
 - 郵便局や銀行からの借入金だけでなく、勤め先の共済組合・親戚・知人などからの借入金も含めてください。
 - クレジットカードで買い物をし、代金を2回以上に分けて支払う場合は、(1)欄に未払残高を記入してください。1回払い、ボーナス一括払いの未払残高は、含めないでください。
 - キャッシングサービス(現金を借り入れるサービス)を利用している場合は、未返済の残高を該当する欄に記入してください。
- 教育ローンなど生活に必要な資金、事業に必要な開業資金・運転資金を借り入れている場合などに記入してください。
 - 住宅賃貸業のための住宅購入用借入金は、事業に必要な資金にあたるため、(2)欄ではなく、(3)欄に記入してください。

(注)家族と離れて暮らしている場合

- VI欄とVII欄には、あなたの貯蓄及び借入金を記入します。
- あなたが単身赴任や出稼ぎで家族と別居している場合は、VI欄とVII欄には、あなた自身で管理している貯蓄及び借入金を記入してください。

IV 年間収入について

あなたの過去1年間(2023年11月から2024年10月まで)の収入のうち、以下の収入(税込み)はだいたいどれくらいになりますか。

	(億) 千 百 十 一		(億) 千 百 十 一
1 (1) 家賃・地代の年間収入	○ あり → ● なし →	3	万円
2 (2) 社会保障給付金(公的年金・恩給以外) 雇用保険からの給付金、児童手当、生活保護など	○ あり → ● なし →	1 4 5	万円
3 (3) 企業年金受取金	○ あり → ● なし →		万円
4 (4) 個人年金受取金	○ あり → ● なし →		万円
5 (5) 利子・配当金	○ あり → ● なし →		万円

※勤め先の年間収入など、(1)～(5)以外の収入については、記入する必要はありません。

V 仕送り金について

あなたが過去1年間(2023年11月から2024年10月まで)に親族などから仕送りしてもらった額、親族などに仕送りをした額はだいたいどれくらいになりますか。 ※単身赴任の家族などから仕送りをしてもらった額も(1)に記入してください。

	(億) 千 百 十 一		(億) 千 百 十 一
6 (1) 親族などから仕送りしてもらった額	6	3 6	万円
(2) 親族などに仕送りをした額			万円

VI 貯蓄現在高について

あなたの世帯では、2024年10月末日現在で貯蓄がいくつありますか。

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計だけでなく個人営業のための分も含めてください。
- 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。

	(億) 千 百 十 一		(億) 千 百 十 一
7 銀行(ゆうちょ銀行を含め ます) (1) 信用金庫・信用組合 農業協同組合、労働金 どの金融機関	○ あり → ● なし →	1 7 5	万円
8 定期預金・定期積金 定額・定期・積立貯金	○ あり → ● なし →		万円
9 普通・当座預金 通常貯金 その他の預貯金	○ あり → ● なし →	3 4	万円
(2) 生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) ※掛け捨ての保険は含めません。	○ あり → ● なし →	1 1 0	万円
(3) 貸付信託 金銭信託(額面)	○ あり → ● なし →		万円
(4) 株 式(時価)	○ あり → ● なし →		万円
(5) 債 券(額面)	○ あり → ● なし →	2 5	万円
(6) 投 資 信 託(時価)	○ あり → ● なし →	3 6	万円
(7) その他(社内預金など)	○ あり → ● なし →	4 8	万円
11 社内預金	(十億)(億) 千 百 十 一		万円
12 (8) 合 計		4 2 8	万円
13 (9) 上記(8)のうち年金制度が組み込まれている貯蓄	○ あり → ● なし →	3 6	万円

VII 借入金残高について

あなたの世帯では、2024年10月末日現在で借入金あるいは月賦・年賦の未払残高がありますか。

- 借入金の種類ごとに残高を記入してください。
- ここでいう借入金には、家計だけでなく個人営業のための分も含めてください。ただし、法人事業のための分は含めないでください。

	(億) 千 百 十 一		(億) 千 百 十 一
14 (1) 月賦・年賦の未払残高 ※乗用車、電気製品などの耐久消費財や衣類などを 月賦・年賦(分割払い)で購入した場合の未払残高	○ あり → ● なし →	4 3	万円
(2) 住宅の購入・建築・増改築 土地の購入のための借入金残高	○ あり → ● なし →	3 5 5	万円
(3) その他の借入金残高	○ あり → ● なし →	1 6	万円

Q

NISA(少額投資非課税制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)を利用している場合は、どのように記入するの?

A

NISAやiDeCoについても、購入したものの種類(株式や投資信託など)によって、VI(1)～(7)の該当する欄に記入してください。
※年金制度が組み込まれているiDeCoはVI(9)欄にも記入してください。

VI 貯蓄現在高について

- 通帳や証券などで金額をご確認の上、記入してください。
- 公的年金や企業年金の掛金・貸した金・たんす預金・手持ち現金などは貯蓄に**含めない**でください。
- 「年金制度が組み込まれた貯蓄」は、(1)～(7)の該当する欄及び(8)欄に**含めて**記入した上で、(9)欄にも記入してください。外貨預金・外債・外国株式については、2024年10月末日現在の為替レートで円に換算し、該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。
- 財形貯蓄(勤労者財産形成貯蓄)は、該当する貯蓄の種類に**含めて**記入してください。例えば、都市銀行の定期預金口座に預入している場合は、(1)の「定期預金・定期積金」欄に含めて記入してください。

- ネット専門銀行の預貯金は(1)の該当する欄にそれぞれ記入してください。
- 「通常貯蓄貯金」はこの欄に含めます。
- **万が一のときに受け取る保険金の額ではなく、保険料の払込総額を記入してください**。
● 払込総額がはっきりわからない場合は、過去1年間に払い込んだ金額に、今まで払い込んだ年数を乗じて推定した金額を記入してください。
- 貸付信託・金銭信託・債券は額面で、株式・投資信託は2024年10月末日現在の時価で記入してください。時価がわからない場合は、額面を記入してください。
- 社内預金*1、勤め先の互助会*2や共済組合などへの預貯金、証拠金・委託保証金・銀行の「金投資口座」・証券会社の「金貯蓄口座」は、この欄に記入してください。
*1 社内預金…労働基準法に基づき、会社と社員との協定により、会社自らが社員の預金を受け入れて管理するもの
*2 勤め先の互助会…冠婚葬祭を目的としたものを除く勤め先の互助会
- (1)～(7)の合計金額を記入してください。
- 年金制度が組み込まれている貯蓄とは、将来定期的に定められた額を受け取る制度がある貯蓄、例えば「財形年金貯蓄」「個人年金信託」「個人年金保険」「個人型確定拠出年金(iDeCo)」などをいいます。
ただし、公的年金(厚生年金(旧共済年金を含む)及び国民年金)や企業年金(確定給付年金・厚生年金基金など)、国民年金基金は含みません。

